

性能検査を受けましょう



厚生労働省

神奈川労働局・労働基準監督署

ボイラー・第一種圧力容器・クレーン・エレベーター等の特定機械を設置している事業場は、検査証の有効期間内に性能検査を受けることが義務付けられています。

特定機械に係る検査証の有効期間が満了する前に、登録性能検査機関が当該特定機械の内外面等を検査し、状況を判定して次期の有効期間を決定することを性能検査 といいます。

検査証の有効期間は、特定機械の種類に応じ次の表のとおりです。

特定機械の種類	有効期間（上限）
ボイラー 第一種圧力容器	1年
クレーン 移動式クレーン デリック	2年
エレベーター ゴンドラ	1年

インターネット上のページのQRコードです



*有効期間が過ぎた場合は特定機械を使用することは出来ません。登録性能検査機関とは性能検査を実施する機関をいいます。神奈川労働局登録の登録性能検査機関はつぎのとおりです。



名称 所在地 インターネットサイトアドレス	連絡先	特定機械等の種類						
		ボイラー	第一種圧力容器	クレーン	移動式クレーン	デリック	エレベーター	ゴンドラ
一般社団法人日本ボイラ協会 神奈川検査事務所 横浜市神奈川区鶴屋町2-20-3 第5安田ビル5F https://www.jbanet.or.jp/	045-311-6105	○	○					
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 神奈川事務所 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3丁目35-1 第2米林ビル7階 https://www.bcsa.or.jp/kanagawa/	045-324-2860	○	○	○	○		○	○
一般社団法人日本クレーン協会 神奈川検査事務所 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第一安田ビル7階 https://cranenet.or.jp/index.html	045-312-5481			○	○	○	○	○
株式会社クレーン検査センター 関東検査事務所 神奈川県厚木市緑ヶ丘2-14-5 https://cic-kensa.com/	046-206-5387			○	○	○	○	○